

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 令和8年6月17日（水）
午前9時59分～午前10時24分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 板橋美保 副委員長 佐藤繁樹
委員 阿部正義 委員 鈴木英信
委員 長南良彦 委員 小野寺美穂
委員 熊谷克彦
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため 総 務 部 長 安 倍 卓
出席をした 総 務 部 次 長 兼 仙 石 麻里子
者の職氏名 総 務 課 長 兼 新 田 基 史
総 務 部 企 画 員 兼 佐 大 元 枝里子
総 務 課 長 補 兼 大 元 枝里子
総 務 課 主 幹 兼 大 元 枝里子
職 員 係 長 大 元 枝里子
- 6 事務局職員 次長兼議会総務係長 川 上 真理子
主幹兼議事調査係長 佐 藤 優 太
主 査 石 田 ゆ い
- 7 付議事件
(1) 議案第56号 名取市職員の給与に関する条例及び名取市
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例

- (2) 議案第57号 名取市職員等の旅費支給条例等の一部を改正する条例

午前9時59分 開会

○委員長（板橋美保） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、総務部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第56号 名取市職員の給与に関する条例及び名取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 給料月額が地域の最低賃金を下回る場合に差額相当額を支給するということですが、会計年度任用職員を含め対象者はいない旨説明がありました。今後、対象となる条件がどのようなになれば、どういうタイミングで支給するようになるのでしょうか。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 宮城県の最低賃金及び勤務地である県の最低賃金を下回った場合、そちらを支給する予定となっています。

○委員長（板橋美保） 阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 最低賃金が、県のほうである程度示されたときに、すぐに市としても考えていくのか、そのタイミングをお伺いします。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 最低賃金が発表されるタイミングを見て、こちらの方でも支給していきたいと考えています。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 資料1 ページの第8条の2第1項についてお伺いしま

す。地域手当のところで、地域手当が何パーセントかということに加えて12を乗ずるというのが1年分だと思いますが、1年間分の給与収入額を出して、その額を週の勤務時間である38時間45分に52を乗じ、これは1年間の52週だと思いますが、1年間の働いている時間を出して、そして除すとあります。1時間当たりの時給を出して、その額が在勤する地域の最低賃金の額である基準額、例えば宮城県の場合はいくらで、東京都の場合はいくらで、それを下回る場合は差額を出すということだと理解していますが、説明をお願いします。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 今在勤する正規の職員の中で一番給与が低い方は1級5号俸の方です。金額としては、20万300円です。それをもとに、地域手当を加算した額に12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じたもので除した金額というのが特定額になりますが、それが今1,229円になります。宮城県の最低賃金額が現在1,039円（「1,038円」に発言訂正あり）という額になっているので、この基準額を上回っているということで、現在支給する対象の職員はいないという状況です。

○委員長（板橋美保） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 勤勉手当や期末手当について、加算はしないということではよろしいのか伺います。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 勤勉手当、期末手当の基礎額の方にはこちらは加算しないということで、金額を計算するものです。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。鈴木英信委員。

○委員（鈴木英信） 給与のことで伺います。特定額の最低が1,229円という話が出ましたが、今募集がかかっていますが、募集したのが1,239円でこれは職種によってその変化するものなのか、そういう何か基準、ルールのようなものがあるのでしょうか。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 委員がおっしゃった1,239円というのは、事務補助員の時給の金額となっていて、事務補助金の方は基礎号俸が1級1号俸となっているので、その基準額である19万5,800円をもとに計算した額

となっています。職種によってこちらの基礎号俸の額が変わってきますので、それに応じて金額を出して、時給を計算して支給しているものです。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（板橋美保） ほかになしと認めます。暫時休憩いたします。

午前10時 7分 休憩

午前10時10分 再開

○委員長（板橋美保） 再開いたします。

ここで職員係長から発言の申出がありますので、その発言を許可いたします。職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 先ほどの熊谷克彦委員の質疑に対して、宮城県の最低賃金額を1,039円と申し上げましたが、1,038円が正しいので、訂正をお願いいたします。

○委員長（板橋美保） ただいま職員係長からお聞き及びのとおり発言訂正の申出がありましたので、委員長においてその訂正を許可いたします。熊谷克彦委員よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（板橋美保） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（板橋美保） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号 名取市職員の給与に関する条例及び名取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（板橋美保） 起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 名取市職員等の旅費支給条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 資料5ページ、第9条第1項の鉄道賃についてお伺いします。事前説明では、これまでは100キロメートルを超えた場合に新幹線の利用が可能でしたが、100キロメートルを下回っても使えるようになるということです。この場合、100キロメートルを下回った場合の判断は、誰がどのように判断して新幹線を使えるのか、どのような考えになるのか伺います。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 急行料金の考え方については、公務の緊急性、時間的な制約により、普通列車による移動では公務に支障を来す場合や、公務の目的や内容から急行列車等を利用することが合理的である、という場合には支給することを想定しています。なお、今後、運用の中で、利用の詳細については定めていきたいと考えています。

○委員長（板橋美保） 阿部正義委員。

○委員（阿部正義） これから具体的に決めていくという答弁でしたが、その判断を誰がするのかという部分もこれから決めていくということによろしいでしょうか。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 旅行命令権者に判断していただくようになります。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 資料3ページの第4条第3項の部分でお伺いします。旅行命令権者、あるいはその旅行者が申請を出して、許可をもらうというのが原則だと思います。同条第5項にただし書きがありますが、本来の手続きができない状態で行く場合ということだと思いののですが、こういうケースは例として多くあるのでしょうか。現状はどのようになっていますか。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 今想定している例としては、会議に出席して、その後に別な場所に訪問するなどの予定があった場合、例えば電車で移動する予定だったものが、会議が延長して時間に間に合わないなど、緊急の事態が起きたときに、タクシーを利用するなど、そういうことが想定されると思っています。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 市民とか団体の代表を委員として委嘱しているケースもあると思います。例えば、市PTA連絡協議会に依頼をしている、何々協議会委員とか、何々審議会委員とかあると思います。そういう方がもし出張となった場合、この条例が適用になるのかお伺いします。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 市の機関の依頼によって出張が発生する場合など、公務の必要に応じて支給できるものと考えております。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 資料5ページの鉄道賃、船賃のところで、特別車両料金、特別船室料金とあり、市長が必要と認める者に限る、という文言がありますが、これはどういうケースを想定しているのかお伺いします。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 現在想定しているのは、市長、議長、その随行者への支給を想定しています。

○委員長（板橋美保） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） そうすると、市長、議長はいわゆるその特別車両料金、特別船賃料金扱いで、随行者がいた場合はその方も対象になるという捉え方でよろしいでしょうか。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 資料3ページの新設した第3条第8項のところでお伺いします。おそらく、これまで立替払いだったものが、市が直接業者に支払うことができるという部分だと思いますが、これまでの立替払いから直接市から支

払ができるという趣旨というか、新設した目的に関して、こういった観点があるのかお伺いします。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 国家公務員の旅費に関する法律の改正のほうでも、定額支給から実費支給の方式に改められたことによって、精算払いが原則になったというところで、本市でもそちらを準用して精算払いをするという整理にしたものです。

○委員長（板橋美保） 阿部正義委員。

○委員（阿部正義） そういう場合、市が直接支払う部分の事例はどのようなことが考えられるのか。わかる範囲でお伝えいただければと思います。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 例としてはパック旅行です。あとは旅行者で旅行を計画したものです。そちらに対して契約をして、直接そちらの費用を旅行者に支払うものを想定しています。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 資料7ページの第14条に「いわゆるパック旅行に対する費用を定める旨を規定」とあります。議案書72ページを見ると単純に交通費と宿泊費の合計額を包括宿泊費とするということですが、これはあくまで市の条例に基づいて旅費の交通費と宿泊費を計算するという考え方なのでしょうか、お尋ねいたします。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） パック旅行を利用する場合の上限額についてですが、宿泊費については国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊する土地の基準額、また交通費については、経済的かつ合理的な経路で計算した交通費の合計額、そちらを合わせた金額と、パック旅行の費用を比べた時、パック旅行のほうが安価な場合が多いので、そちらの利用を推奨しています。しかし、例えば予約の時期や、公務の都合上難しい場合など、様々なケースが出てくるかと思うので、そちらについては状況次第で選択した上で、いずれかを利用していただくことを考えています。

○委員長（板橋美保） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 旅行業者によるパック旅行が安価の場合、計算上の額と実際の支払額が低い場合、その場合はどちらを支給することになるのでしょうか。

○委員長（板橋美保） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 予約の時期や、業務の都合上パック旅行の申込みがもう難しいという場合もありますので、できるだけ安価なパック旅行の利用を推奨していきますが、その時の状況次第で判断することになると思います。

○委員長（板橋美保） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（板橋美保） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（板橋美保） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号 名取市職員等の旅費支給条例等の一部を改正する条例を議題を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（板橋美保） 起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第56号及び議案第57号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（板橋美保） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時24分 散会

令和8年6月17日

総務消防常任委員会

委員長 板橋 美保